

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

令和2年2月27日
沖縄県危機管理対策本部

○(国の基本方針) ●(沖縄県の基本方針)

1. 現在の状況と基本方針の趣旨

- 国内の複数地域で感染経路が明らかではない患者が散発的に発生している状況を受けて、国は2月25日に新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を公表した。
- また、翌26日に開かれた政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、政府は大規模なイベント等について今後2週間程度、中止か延期等を要望する考えを示した。
 - 沖縄県内ではこれまで3例の患者が確定しており、そのうち1例は感染経路が明らかでなく市中感染が否定できない状況である。
 - 今が今後の国内での健康被害を最小限に抑える上で極めて重要な時期であるとの国の認識を踏まえ、沖縄県としても対策を総合的に進めるための基本方針を示すものである。

2. 新型コロナウイルス感染症について現時点で把握している事実

- 感染経路は飛沫感染、接触感染であり、空気感染は起きていないと考えられている。
- 閉鎖空間で近距離であれば咳やくしゃみ等がなくても感染を拡大させるリスクがある。
- 現時点では無症候性症例からの感染伝播に関する知見は国際的にも乏しい。
- 罹患しても軽症であったり治癒する例も多い。重症度としては致死率が極めて高い感染症ほどではないものの、季節性インフルエンザと比べて高いリスクがある。特に高齢者や基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高い。

3. 現時点での対策の目的

- 患者増加のスピードを抑制し、流行の規模を抑える。
- 重症化の発生を最小限に食い止める。
- 社会・経済へのインパクトを最小限にとどめる。

4. 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の重要事項

【国民・企業・地域等に対する情報提供】

- 国民に対する正確でわかりやすい情報提供及び呼びかけを行い冷静な対応を促す。
 - 県のホームページで各部局の対策を示し、24 時間コールセンターを設置し県民からの各種相談に対応するほか、報道機関に対して定時ブリーフィングを行い県民への正確な情報提供を行う。
 - 県立病院の感染症専門医師等が報道機関に新型コロナウイルスについて解説し感染症に対する正しい知識を情報提供する。
- 企業に対して発熱等の症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、テレワークや時差出勤の推進等を強力に呼びかける。
 - 県内企業に対して発熱等の症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、テレワークや時差出勤の推進等について、各部局連携のうえ、関係団体に対して周知を図っていく。
 - 県職員に対して、体調不良時の自宅療養、時差出勤の活用を呼びかけ組織的な感染対策を策定し周知する。
- イベント等を主催する際には感染防止の観点から感染の広がり、会場の状況等を踏まえ開催の必要性を改めて検討するよう要請する。
 - 県内における新型コロナウイルス感染拡大のリスクを回避する観点から、沖縄県主催のイベントや会議等については、当面の間(3月15日まで)、原則として開催を中止又は延期する。特に、高齢者や基礎疾患を有するなど、感染すると重症化するリスクが高いとされる者が参加するイベント等は、開催を中止又は延期する。
ただし、参加者が特定され、この時期に実施しなければならない学校の卒業式や入学試験、免許の更新講習、豚熱の防疫対策等については、参加者への手洗いの推奨やアルコール消毒薬の設置、換気への配慮、風邪のような症状のある方には参加しないよう依頼をするなど、感染拡大の防止に向けた対策を講じたうえで実施することができる。
- 外国人旅行者への適切迅速な情報提供を行い、国内での感染防止と風評対策につなげる。
 - 来沖中の外国人観光客に対する予防策等を、観光業界へ周知するほか、OCVB の多言語観光情報サイト「VISIT OKINAWA JAPAN」において外国人観光客向けに情報発信を行う。

【感染状況の把握(サーベイランス)】

- 地方衛生研究所をはじめとする関係機関(民間の検査機関を含む。)における検査機能の向上を図る。

- 県衛生環境研究所のほか、県内の関係機関と連携した PCR 検査の拡大や琉球大学医学部附属病院、民間検査機関への協力を依頼する。
- 地域で患者数が継続的に増えている状況では入院を要する肺炎患者の治療に必要な確定診断のための PCR 検査に移行しつつ、国内での流行状況等を把握するためのサーベイランスの仕組みを整備する。
 - 感染症発生動向(サーベイランス)に関する国の動向を注視する。
- 地域で患者数が継続的に増えていく状況になれば、積極的疫学調査や濃厚接触者に対する健康観察は縮小し、広く外出自粛の協力を求める対応にシフトする。一方で地域の状況に応じて患者クラスター(集団)への対応を継続、強化する。
 - 上記の対応をシフトするタイミングについては保健所長や専門家とも協議して判断する。

【感染拡大防止策】

- 高齢者施設等における施設内感染対策を徹底する。
 - 高齢者施設等に対し、国の感染拡大防止に関する通知等を踏まえ、利用者、職員等への対応、について十分留意し、感染拡大防止に努めるよう周知を徹底する。
- 公共交通機関、道の駅、その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。
 - 公共交通機関における感染防止については、国土交通省及び沖縄総合事務局運輸部と連携し、感染症の予防やまん延防止の徹底を呼びかけるとともに、乗務員の健康状態等、最新情報の共有を図る。
 県の窓口や県管理施設(空港、港湾、公園等)においては、アルコール消毒薬の設置、職員のマスク着用、施設の清掃・消毒の強化を図るとともに、利用者に対して、感染予防策(手洗い、咳エチケット等)の周知徹底を行う。また、感染拡大防止の観点から必要に応じて施設を閉鎖する。沖縄都市モノレールや県道沿いの道の駅等、県管理以外の施設等についても、管理者等に対して上記の対応を促すとともに最新情報の共有、連絡・報告体制の強化を図る。
- 学校等における感染対策の方針の提示及び学校等の臨時休業等の適切な実施に関して都道府県等から設置者等に要請する。
 - 文部科学省からの学校における新型コロナウイルス感染症の対応等に関する通知を受け、県立学校においてはその対策を講ずるとともに市町村教育委員会に対しては県の対応を含め通知する。
 - 文部科学省からの通知等を受け、私立の小学校、中学校、高等学校及び専修学校並びに各種学校を設置する学校法人理事長等あてに、児童

生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応及び学校における新型コロナウイルス感染症対策に関する通知を行う。

- 厚生労働省等からの通知を受け、県から市町村に対し、保育士等の職員及び園児の出勤・登園時の発熱等の健康観察、保育所等において新型コロナウイルス感染症が発生した場合の各種取組を通知し、新型コロナウイルス感染症対策の徹底を要請する。

【医療提供体制】

○新型コロナウイルスへの感染を疑う場合は、感染状況の正確な把握、感染拡大防止の観点から、帰国者・接触者相談センターから帰国者・接触者外来へ誘導する。

- 県民に対し、帰国者・接触者相談センターの活用を周知する。

○帰国者・接触者外来で新型コロナウイルス感染症を疑う場合、疑似症患者として感染症法に基づく届出を行うとともに PCR 検査を実施する。必要に応じて、感染症法に基づく入院措置を行う。

- 感染症指定医療機関である県立病院及び琉球大学医学部附属病院において、帰国者・接触者外来で新型コロナウイルス感染症を疑う場合、疑似症患者として感染症法に基づく届出を行うとともに PCR 検査を実施するほか、必要に応じて、感染症法に基づく入院措置を行う。

○今後の患者数の増加等を見据え、医療機関における病床や人工呼吸器等の確保を進める。

- 新型コロナウイルス感染症患者発生情報ネットワーク事業により、感染症指定医療機関や協力医療機関における重症患者の治療状況、人工呼吸器の使用状況等のモニタリングを行い医療提供体制の確保を図る。
- 県内発生早期から流行期までに対応するために定めた医療提供体制の引き上げについては、医療圏ごとに保健所を中心として体制整備を図っていく。

○風邪症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合は相談センター又はかかりつけ医に相談した上で受診する。高齢者や基礎疾患を有する者については重症化しやすいことを念頭において、より早期・適切な受診につなげる。

- 風邪症状がみられる場合の受診の仕方について県民、医療関係者等に啓発を行う。

○風邪症状がない高齢者や基礎疾患を有する者等に対する継続的な医療・投薬等については感染防止の観点から、電話による診療等により処方箋を発行するなど、極力、医療機関を受診しなくてもよい体制をあらかじめ構築する。

- 電話による診療等で処方箋を発行する体制に即座に対応できるよう準

備を進める。

○患者の更なる増加や新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた、病床や人工呼吸器等の確保や地域の医療機関の役割分担など、適切な入院医療の提供体制を整備する。

- 感染症指定医療機関である県立病院及び琉球大学医学部附属病院において、病床等を確保するとともに、隔離病棟の設置検討及び必要な人工呼吸器等の設置状況を確認し、病床管理が困難になった場合に備えて、保健所及び近隣の協力機関等と連携して対応できるよう協力関係を構築する。

○高齢者施設等において新型コロナウイルスへの感染が発生した場合には、感染拡大防止策を徹底するとともに、重症化のおそれがある者については円滑に入院治療につなげる。

- 感染が発生した場合には、保健所など関係機関へ報告し、保健所が実施する疫学調査や消毒等の感染拡大防止に関する指導等に高齢者施設等が協力するよう支援する。また、重症化のおそれがある入所者など、施設内での対応が困難な場合は、医療機関等への円滑な移送に向け、配置医師や看護師、協力病院との連携等の対応について周知を徹底する。

5. 今後の進め方について

- 本方針に基づき、全部局が連携の上、今後の状況を見据えて所管の事項について、関係者等に所要の通知を発出するなど各対策の詳細を示す。
- 感染拡大防止策や医療提供体制については、県内の専門家や国立感染症研究所、厚生労働省等の意見も踏まえ、切替えのタイミングを判断する。
- 今後も全庁をあげて新型コロナウイルス感染症対策に取り組み、感染拡大のスピードを抑え、重症者の発生を最小限に食い止め、社会・経済への影響も最小限にとどめることを目指す。
- 事態の進行や新たな科学的知見に基づき、方針の修正が必要な場合は、沖縄県危機管理対策本部において方針を更新し、具体化していくものとする。